

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和7年3月28日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp 担当 : 渡辺

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7F南森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

iDeCoの税制度（令和7年度税制改正案）

1. iDeCo（個人型確定拠出年金）とは

iDeCoとは自分で決めた掛金を積み立てて運用し、60歳以降に公的年金とは別に給付を受けられる私的年金制度「確定拠出年金」の一つです。確定拠出年金には会社が主に掛金を拠出する「企業型」と、個人が加入する「個人型」があり、個人型の総称をiDeCoと呼びます。通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、売却による利益や受け取った配当に対して20.315%の税金がかかりますが、iDeCoは毎年一定の金額以内で購入した金融商品から得られる利益が非課税になります。さらに、拠出金額が全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となるため、毎年の所得税や住民税が少なくなります。原則60歳以降にしなければ引き出すことができません。

2. 確定拠出年金法等の改正に伴う措置（令和7年度税制改正案）

確定拠出年金法等の改正を前提に、企業型確定拠出年金制度（企業型DC）・個人型確定拠出年金（iDeCo）等の拠出限度額の引き上げ、iDeCoの加入年齢の引き上げ等の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置が適用されます。

（1）企業型DCにおけるマッチング拠出（事業主掛金に加入者が任意で上乗せして拠出する制度）について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件は廃止されます。

（2）確定拠出年金法の改正による掛金上限の増額に合わせて拠出限度額が右図のとおり引き上げられる予定です。国民年金に入る自営業者は上限を月7,000円引き上げ、国民年金基金との合計で月7.5万円となります。

（3）加入要件について、現行は基礎年金を受け取っていない公的年金加入者に限られていますが、以前からiDeCoや企業型DCに加入している者等で、老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金を受給していないことを要件に、70歳までiDeCoに加入できるようになります。

企業型確定拠出年金（企業型DC）の拠出限度額

拠出限度額（月額）	現行	改正案
確定給付企業年金非加入者	5.5万円	6.2万円
確定給付企業年金加入者	5.5万円	6.2万円
確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除		

個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額

拠出限度額（月額）	現行	改正案
第一号被保険者	6.8万円	7.5万円
企業年金加入者	2.0万円	6.2万円から 確定給付企業年金ごとの掛金相当額 及び企業型確定拠出年金の掛金額を 控除した額
企業年金未加入者 （第一号被保険者及び 第三号被保険者を除く）	2.3万円	6.8万円

3. 確定拠出年金の一時金の退職所得控除の見直し（令和7年度税制改正案）

確定拠出年金は、企業型と個人型のいずれも年金資産を受け取る際は退職所得として課税対象となります。退職所得の金額は、退職金等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた金額に2分の1を乗じて計算します。退職所得控除額は、退職金は勤続年数、確定拠出年金は加入期間に応じて右図のように計算します。

勤続年数/加入期間（＝A）	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円+70万円×（A-20年）

令和7年度税制改正案では確定拠出年金を一時金で受け取る際の退職所得控除について改正がありました。現行では、確定拠出年金の一時金より先に退職金を受け取る場合、20年間隔を空けなければそれぞれで退職所得控除を満額使うことができません。一方で、退職金より先に確定拠出年金の一時金を受け取る場合、5年の間隔をあければ退職金と確定拠出年金でそれぞれ勤続年数や加入期間分の控除が受けられます。5年経たないと重複期間分を除いて計算するため、控除額が減り、退職所得の金額が増えることにより、税負担が増えることになります。令和7年度税制改正案では、課税の公平性の観点から、後者の場合の重複期間分を除いて計算する期間を5年未満から10年未満に延ばすとされました。退職所得控除額をそれぞれ満額で使うために待たなくてはならない期間が5年から10年に増えることになります。つまり、60歳で確定拠出年金の一時金を受け取った場合、65歳で退職金を受け取れば退職所得控除を満額適用できたのが、70歳以降にならないと完全重複適用できないこととなるため注意が必要です。

4. まとめ

税制改正によりiDeCoが拡充される一方、受取時に税負担が増える場合があります。対応策として確定拠出年金を分割で受給する方法や、一時金と年金を組み合わせる方法があります。確定拠出年金で年金として分割で受け取れば、雑所得として課税対象となるため、退職所得控除は退職金で満額使うことができます。どの方法で受け取るのが最適かよく考える必要があります。ご不明な点がございましたら、弊社までいつでもご連絡ください。